

ドイツ民法典婚姻法批判にみる マリアンネ・ヴェーバーのフェミニズム思想

内藤 葉子

要 旨

マックス・ヴェーバーの妻として彼の知的活動圏の中心部に位置し、その影響を強く受けていたマリアンネ・ヴェーバーは、ドイツ第二帝政期におけるフェミニズムの興隆のさなか、中産層女性運動に積極的に関与した人物でもあった。フェミニズムとマックス・ヴェーバーとの関連という問題領域に対する予備的考察として、本稿では、彼女のドイツ民法典婚姻法批判を題材に、そのフェミニズム思想の特質を把握することを目的とする。婚姻法に内在する家父長制支配原理を分析することによって、彼女は、一方ではそれが女性の外的・内的自立を妨げるよう作用していると批判するとともに、他方では、近代的な倫理的個人主義の発展にあたっての重要な基盤になったとも指摘する。彼女の家父長制の両面的理解を考察することによって、そのリベラル・フェミニズムの内実を明らかにする。

キーワード：マリアンネ・ヴェーバー、マックス・ヴェーバー、家父長制支配、ドイツ民法典、フェミニズム

I. はじめに

本稿は、マリアンネ・ヴェーバー (Marianne Weber, 1870-1954) の1907年の著作『法発展における妻と母』(„*Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung*“) で展開されたドイツ民法典家族法の分析と批判を対象に、彼女のフェミニズム思想の内実を明らかにしようとするものである。

マリアンネ・ヴェーバーはドイツの国民経済学者・社会学者であるマックス・ヴェーバー (Max Weber, 1864-1920) の妻であり、彼の死後その遺稿となった草稿を編纂し世に送り出した人物である¹⁾。マックス・ヴェーバーの巨大な影に隠れて、彼女自身の業績はもっぱら彼の著作の編纂者、伝記『マックス・ヴェーバー』の著者として知られているだけかもしれない。だが彼女は、学問を志す女性がなお嘲笑で迎えられた時代に大学のゼミや講義に参加するなど、おそらく当時のドイツにおいて最高水準の教養をもった女性の一人であった。また彼女は第1次フェミニズムを担った活動家であり理論家でもあった²⁾。さらに、1920年のマックス・ヴェー

- 1) 以下原則的に、「ヴェーバー」とのみ表記するものはマリアンネ・ヴェーバーを指す。マックス・ヴェーバーについてはフルネームで表記する。
- 2) フランス革命の思想的衝撃を受けて、19世紀から第1次世界大戦前まで、欧米を中心に高まった女性運動を「第1次フェミニズム」と称する。これに対して、「第2次フェミニズム」は1960年代半ば以降に始まり、ラディカル・フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、ポストモダン・フェミニズム、レズビアン・フェミニズム等々、理論的・実践的主張により諸派に分かれながら展開している動きを指す。

バーの死後、1924年から1954年までの間「マリアンネ・ヴェーバー・クライス」を主催し、ハイデルベルクの精神的中心の一つでありつづけたのである³⁾。

マックス・ヴェーバー研究のなかには、彼から影響を受け、あるいは彼に影響を及ぼした同時代人との関わりの中から、その思想的位置を捉えなおす潮流がある。だが、そこにはマリアンネ・ヴェーバーという彼にもっとも近いところにいた一人の思想家は、これまで十分に取り上げられてきたとはいえない⁴⁾。彼女は、マックス・ヴェーバーからどのような影響を受けて自らの思想形成をなしたのか。また、両者の思想的同質性および差異はいかなるものなのか。あるいは、マリアンネがマックスに対して何らかの思想的影響を及ぼすことはあったのか——こうした問いはマックス・ヴェーバー研究においてもきわめて重要な意味をもつと思われる。とくに、彼が彼女のフェミニズムへの関わりを支援した内実を明らかにすることは、マックス・ヴェーバーをフェミニズムの観点から捉えなおす視座を拓くのではないだろうか⁵⁾。

著者の関心は、最終的には以上のようなマックス・ヴェーバー研究との関連においてマリアンネ・ヴェーバーの思想を考察する点にあるが、さしあたり本稿では、彼女自身に焦点を定め、そのフェミニズム思想の一端を明らかにする作業に徹する。彼女の活動は、セクシュアリティや性関係、結婚制度に関する理論形成と、中産層女性運動に位置づけられる実践から成り立っている。本稿では、1900年に成立したドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch, BGB）第4編家族法に対する彼女の分析と批判を取り上げて、そのフェミニズム思想の特質を把握することを目指す。

以上から、まずマリアンネ・ヴェーバーが当時の女性問題に関心を深めるにいたった背景を紹介する(Ⅱ)。次に、彼女自身をも含む19世紀後半の女性をめぐる社会的状況や意識の変化が、民法典家族法において必ずしも反映されなかったことを概観する(Ⅲ)。さらに、この家族法のとくに婚姻法に対して彼女が為した分析と批判を跡付け(Ⅳ)、続いて、彼女が提唱した同志関係にもとづく結婚と、家族法に潜む家父長制支配の分析を論じる(Ⅴ)。最後に、マックス・ヴェーバーの議論に触れて、彼とマリアンネ・ヴェーバーとの思想的関連について若干の検討を行う(Ⅵ)。

3) Baum [1958]: S. 7-17.

4) 管見のかぎりでは、マリアンネ・ヴェーバーの業績と伝記を紹介したものとして、Baum [1958], Velsen [1954], Weiland [1983]: S. 280-281が挙げられる。マックス・ヴェーバーとマリアンネ・ヴェーバーの双方に焦点を当てた研究として Krüger [2001]、「女性問題」に関するマリアンネ・ヴェーバーとゲオルグ・ジンメル論争を扱ったものとして、Eckhardt [2000], Gilcher-Holtey [1992]の研究がある。ヴェーバー夫妻とエルゼ・フォン・リヒトホーフェンの関係について言及する Green [1974]も参考になる。ドイツ女性運動穏健派および近代ドイツの結婚についての研究視角からマリアンネ・ヴェーバーの婚姻思想について言及しているものとして、若尾 [1987/1988]、若尾 [1996]: 307-350頁が挙げられる。ここでは彼女の婚姻・家族法研究は穏健派の理論的到達点と位置づけられている。

5) マックス・ヴェーバーは妻の関わった女性運動に大きな関心を寄せていた。Cf., MWG II/5: S. 3. Weber [1926]: S. 241 = 邦訳183頁。Weber [1948]: S. 56.

II. フラウエン・フラゲ女性問題への関心

マリアンネ・シュニトガー (Marianne Schnitger) は、幼少・少女時代の多感な時期をおもにドイツのヴェストファーレン地方にあるレムゴという地方都市で過ごした。彼女は後年この都市を描写するなかで、中産層の未婚女性がその身分的体裁ゆえに働いて自立することもできず、両親のもとに留まりつづけるしかなかった姿を描いている⁶⁾。19世紀末の中産層女性たちが、高等教育も受けられず職業能力もないまま、精神的にも物質的にもきわめて不安定な依存状態におかれていた事実は、若きマリアンネに強い危機意識を刻み付けた。彼女の人生に大きな転機をもたらしたのは、1891年にベルリンに住む親戚であったヴェーバー家に招かれたことであつた。ベルリンでの都会生活に強く惹かれた彼女は、1892年ヴェーバー家を再訪し、翌1893年、当時まだ試補^{アセツル}だつたマックス・ヴェーバーと結婚した。

1894年、マックス・ヴェーバーがフライブルク大学の国民経済学教授として招聘されたことにより、夫妻はフライブルクに移住する。その地でマリアンネ・ヴェーバーは、教授の妻としての義務を果たすことに加えて、ゼミや講義に参加したいという意欲を強くもち、夫の友人でもあつたハインリッヒ・リッカートの哲学のゼミに参加した。当時、女性が大学で勉強するためには担当講座の教授の特別な聴講許可が必要であり(それすらほとんど下りなかつた)、勉学への熱意を実現させるためには「勇気と特権」の両方が必要だつたのである⁷⁾。

この時期、マリアンネ・ヴェーバーはある女性運動に勧誘されて関わりをもつようになる。「女子教育と女子高等教育」連盟 (Vereins »Frauenbildung-Frauenstudium«) は、女子学生のギムナジウムや大学への入学許可、平等な教育の機会、またそれを実現するための法的制度の整備を求めていた⁸⁾。女性運動側は、女性問題が未婚女性だけの問題ではないということをアピールするために、若い既婚女性、とくにマリアンネ・ヴェーバーのような、新進気鋭の若い大学教授の妻という形でアカデミックな社会に属していた女性たちをお飾りとして必要としたのである。ヴェーバーは最初は躊躇しながら運動に参加したが、すぐに情熱的な熱意でもってその公的な活動に取り組んだ。自分自身を發展させたいという衝動と、自己の能力を社会的に役立てたいという要求を持った彼女は、聴講生という形で学究活動に参加することと、公的活動にそれを結びつけることに強い充実感を覚えていたのである⁹⁾。のちに彼女はこの第一世代のフェミニストの心情を、「新しい領域で彼女は疎外され孤立していたにもかかわらず、幸福であり、感謝に満ちており、勝利の喜びを感じており、屈託のない自己感情によって支えられていた」と代弁している¹⁰⁾。

6) Weber [1948]: S. 42.

7) Krüger [2001]: S. 66. 田村 [1998]: 133頁。

8) Krüger [2001]: S. 68.

9) Weber [1948]: S. 55-56.

10) Weber [1917]: S. 181.

1897年、マックス・ヴェーバーがハイデルベルク大学に招聘され、夫妻はハイデルベルクに移住する。ここでマリアンネ・ヴェーバーは、「女子教育と女子高等教育」連盟のハイデルベルク支部長を引き受けた。彼女の関わったこの団体が、「ドイツ女性団体連合」(Bund Deutscher Frauenvereine, 略称BDF¹¹⁾、1894年設立)に参加したことで、マリアンネ・ヴェーバー自身もBDFに深い関わりをもつようになるのである。

Ⅲ. ドイツ民法典家族法と女性運動

1 19世紀後半の女性をめぐる社会背景と意識変化

欧米を中心に展開したいわゆる第1次フェミニズムは、大きく中産層女性運動¹²⁾とプロレタリア女性運動に分けることができる。世紀転換期頃のドイツにおいて、中産層女性運動を代表して最大の組織を形成していたのがBDFであった。BDFはさらに「急進派¹³⁾」と「穏健派¹⁴⁾」の二つに大別できるのだが、マリアンネ・ヴェーバーはこのうち、中産層女性運動穏健派に属していた¹⁵⁾。それでは、こうしたフェミニズムの盛り上がりを促した背景にはいかなる社会状況や女性たちの問題意識があったのだろうか。

19世紀を通じて起きたことは、家族の親密化に伴い、夫は外で職業労働に従事し妻は家で家事に携わるという性別役割分担の構図が成立したことである¹⁶⁾。加えて19世紀後半の高度資本主義の発展に伴って消費経済が中心となり、上層女性を中心に「遊惰な生活」という生活態度が現れるようになる。それは夫のステータスの象徴になるとともに、女性が働くことは恥であり、金銭に無知・無縁であることが美德とされる風潮をも生み出した¹⁷⁾。しかし、この女性の「遊惰な生活」は夫や父の経済力を前提としていたため、彼らに不測の事態が生じれば簡単

11) この連合は宗派的に中立の組織として1894年に設立された。設立の詳細については、Weiland [1983]: S. 55-58、姫岡 [1993]: 34-42頁、Sachße [1994]: S. 98-116を参照。

12) 「中産層女性」とは、旧市民層、19世紀末の新興産業ブルジョワジー、そして教養市民層の弁護士、裁判官、大学教授、医師、官吏、教師などの妻や娘を指す。

13) 急進派に焦点を当てたものとしては、エヴァンズ [1988] や若尾 [1996]: 351-391頁の研究がある。エヴァンズは、この派を自由主義運動の一環と見なし、1908年以降BDFで穏健派が主流になったことを、女性運動の保守化であり自由主義の衰退であるとする。また若尾は、1894年から1908年の時期に急進派の果たした役割を考察し、家族の中の女性の従属的地位の改善、性の二重道徳の克服という課題については穏健派と目標を同じくしていたが、この目標を追求しつつ男女の同権化を実現するためにプロレタリア女性運動との連帯を望んだ点で、穏健派と袂を分かったとする。

14) ドイツ中産層女性運動穏健派に焦点を当てた研究としては、姫岡 [1993]、若尾 [1996] 307-350頁がある。姫岡は、ヘレーネ・ランゲとゲルトルート・ボイマーの思想を中心に扱いつつ、穏健派の運動を「母性主義フェミニズム」と名づける。穏健派は、男女の性差を前提に「母性」論を発展させ、女性独自の「母性」を基盤に女性解放を進め、教育や職業などにおいて一定の効果を上げたとする。また若尾も、穏健派が女性を「母性」の主体として確立し、これをもって性差に基づく支配である家父長制を批判できたとする。

15) 彼女は1919年から1923年の間にBDF会長を務めている。

16) ヴェーバー＝ケラーマン [1991] は、ドイツにおいてビーダーマイヤー期 (1815-1848) からグリュンダーツァイト期 (1871-1873) にかけて、中産層に「小家族」(家長の稼得労働、主婦・母による家事労働、「愛情」で結ばれた夫婦のもとでの子どもの養育) が成立していったとする。その特徴は、公的生活から排除された妻がもっぱら消費者として家事に専念するようになったこと、および家族の情緒化である (109頁以下)。

17) 笹倉 [1995]: 565頁。

に崩壊するものであった¹⁸⁾。中産層女性もまた、金銭に無知であるべきという美德のもとに夫や父の経済力に依存する状態に留めおかれ、いざというときに自活できる技能や経済力をほとんど持ち合わせてはいなかった。

このような不安定な状態から脱するために、中産層女性は教育の権利や職業活動の権利を要求するようになる。19世紀末になるとその諸要求は一定の実を結びはじめる。女子教育は拡大し、20世紀に入ると女性の大学入学が遅々としてではあるが許可されるようになった¹⁹⁾。「働くことは恥」という規範に背かない数少ない職業は教職であったが、19世紀末には、第3次産業の拡大により事務員、秘書、店員という形での労働市場が中産層女性に開かれていった²⁰⁾。

要するに19世紀後半は、多くの中産層女性が、教育も受けず職業能力もないことの潜在的な不安を共有し、とくに未婚女性は生きていくために外で働くことを選択していった時代であった。民法典編纂の時期は、女性の職業や教育の必要性が強く要望されるようになった時期に重なっている。それゆえ女性運動が大きな関心を寄せた問題の一つが、民法典家族法における女性の位置づけであった。しかしながら、民法典には、こうした女性の問題意識や社会状況の変化が反映されたとは必ずしもいえなかったのである。

2 民法典編纂過程と女性運動の動き

1871年のドイツ・ライヒの成立以前から、近代的国民の要請として、また発展し続ける資本主義経済に対応するために、全ドイツ共通の法典への要求が高まっていた²¹⁾。民法典編纂はドイツ・ライヒ成立まで持ち越されたが、1873年のミーケル-ラスカー法によりその第一歩を踏み出した。女性運動の側からは、1876年にルイーゼ・オットーによって帝国議会へ嘆願書が提出されたことを皮切りに、1896年にはBDFがベルリンで法典編纂抗議デモを行った²²⁾。しかしその抗議の成果は芳しくなく、第4編家族法にプロイセン一般ラント法 (allgemeines Landrecht, ALR) から続く父権の優越性を強く残したまま、1900年1月1日ドイツ民法典は施行された。民法典の目的は新しい法をつくり出すことではなく、既存の法の統一化であり体系化にあったため、本質的にALRと変わりがなかったといわれる²³⁾。民法典が範型とした結婚形式は、男女の役割分担を念頭に置くものであった。たしかに、この形式そのものは女性運動側が支持した

18) 原田 [1990]: 188-192頁。

19) 1890年代以降、女性もギムナジウム卒業試験が認められるようになった。1900年のバーデンを皮切りにプロイセンにいたるまで、1909年にはすべての大学が女性に門戸を開いた。ドイツの大学定員数のうち女子学生の数は、1901年には12人だが1914年には3943人に激増している (Weille [1979]: p. 210)。女子教育に関しては、マクレランド [1993]: 220-221頁、黒田 [1988]、姫岡 [1993]: 26-34頁、田村 [1998]: 109-135頁を参照のこと。

20) 原田 [1990]: 286-290頁。

21) ヴィーアッカー [1961]: 553-556頁。

22) フレーフェルト [1990]: 123-124頁。

23) ALR (1794年) は、伝統的な家父長制的家族法に、18世紀の自然法的結婚観の啓蒙主義と個人主義の要素を加味しただけであった。そこでは夫=主長という思想 (第2部1章183条) が「婚姻効力」を支配する法原理であった。夫は事務の決定権、妻の身上・財産に関して攻防する権利義務をもち、妻は夫の意に反する営業は認められず、訴訟能力も制限された。Cf., 鈴木 [1957]: 174頁、椿 [1959]: 224-225頁。

形式でもあったのが、問題は、支配する夫と従属する妻という構図が明確に草案のなかに書き込まれていた点にあった。

たとえば夫婦財産法においては、とくに財産をもつ女性が圧倒的に不利な立場におかれた。結婚前に契約で別産制をとらない限り、女性の労働所得以外の財産は夫の管理下に入ることになっていた。離婚の場合、父親が子供に関する諸権利をもち、母親はあらゆる財産を失った。また離婚は全くの有責主義であり、ALRよりも離婚の自由は制限された。さらに、婚外子の法的地位はまったく不安定な状態に置かれていた。婚外子への父親の扶養義務は、夫が、妻と別の男性との交際を立証できれば免れることができたからである²⁴⁾。

ドイツ中産層女性運動は、英米における女性の権利の法的拡大の動きに鼓舞され、新しい民法典に大きな期待を寄せたのだが、結果的に民法典における男性の優越的支配と女性の従属的位置づけに幻滅せざるをえなかった。ヴェーバーは民法典の特徴を以下の5点にまとめる。第1にドイツ国制の王朝的・軍事的特徴、第2にドイツ女性運動の意義の小ささ、第3にビスマルクがもたらした「権威」への、そしてこの意味での「男性的なもの」へのドイツ市民の崇拜、第4に帝国議会における反動的政党（中央党）の勢力、そして第5に法律専門家の思考を決定していた「歴史学派」の影響力である。彼女によるとこの5点が、女性問題に関して民法典がもった決定的な特徴であった²⁵⁾。

中産層女性運動は、1896年の大規模な抗議デモ以降、法律問題を積極的には扱わなくなる。その理由としては、以下の3点が挙げられる²⁶⁾。第1に、民法典の総則では時代精神が考慮されて、女性の法的主体性が承認されているにも関わらず、各則の家族法では、男性の優位が維持された規定が作り出されたことである。女性運動がこの二重戦略に抵抗するのは困難であった。第2に、プロレタリア女性運動が社会民主党と連帯したのと異なり、中産層女性運動はその法政策的提案を支持してくれる政党をもたなかったことである²⁷⁾。第3に、女性運動内部の分裂が激しくなり、統一的な運動を展開することが不可能になったことである。女性運動に参加している大多数の女性は、女性の政治的・法的権利の急進的な要求によって社会から驚きの目で見られることを好まなかった。BDF指導者層においても、急進派が衰退し穏健派が主流となっていくことで、従来の急進的な方向での政治的・法的要求を掲げなくなったのである²⁸⁾。

結局のところ、中産層女性運動の民法典に対する批判は、運動としては大きく発展することはなかった。しかし穏健派の理論は、ヴェーバーの著作『法発展における妻と母』に集大成さ

24) Schenk [1980]: S. 46-47.

25) Weber [1907]: S. 411-412.

26) フレーフェルト [1990]: 124-125頁。

27) 世紀転換期頃、典型的リベラル政党とされた国民自由党は、経済エリート（ブルジョワジー）と政治エリート（ユンカー）の同盟のかすがい的存在として保守化しており、大衆社会化のもとでの女性問題を含む社会問題に対応することができなかった。Cf., 上山 [1978]: 124頁。

28) エヴァンズ [1988]: 121-122頁、姫岡 [1993]: 70-72頁。

れる²⁹⁾。民法典家族法における女性の地位はどんな女性像を反映したものであるのか、また女性の財産から人格にまでおよぶ夫の支配は、女性および結婚関係に対してどんな影響を与えるものなのか——以下では、ヴェーバーのこうした問題意識を、この著作の第5章「ドイツ民法典婚姻法」を中心に辿っていこう。

Ⅳ. マリアンネ・ヴェーバーによる民法典婚姻法批判

1907年に公刊された『法発展における妻と母』では、原始的な性的関係（第1章）、オリエント諸国およびギリシア・ローマにおける結婚（第2章）、ゲルマン中世法における結婚（第3章）、合理主義と法典編纂時代の婚姻法（第4章）、ドイツ民法典婚姻法（第5章）、現代ドイツにおける結婚制度批判と離婚問題および婚姻外的性関係（第6章）が論じられている³⁰⁾。本章で取り上げる第5章は、結婚制度および婚姻法の発展史という縦の流れに、現代の女性問題という横軸を交差させている章である。

両性の法的不平等がもたらす問題は当時の女性一般に関わる問題であったが、彼女は後年、この時代の女性の問題意識を次のように代弁している。「より強い性の法的な優位は、わたしたち現代の女性にとって不快なものとなっていた。むしろ法秩序は、いいかげん夫に、妻を基本的に同等な伴侶とみなし、家庭という義務領域においては彼女に完全な自立と仲間関係を認めるよう強いるべきではないのか——そうする代わりに妻の人格と彼女の財産への支配権を彼に賦与しているわけだが」、と³¹⁾。この問題は彼女の義理の両親（マックス・ヴェーバーの両親）の軋みを見せていた夫婦関係にも関わる問題であり、マリアンネ・ヴェーバーは、個人的経験からも家族法の問題に関心を寄せていたといえる³²⁾。

ヴェーバーは、民法典婚姻法の最たる問題点は「立法者が夫の伝統的な優位と妻の行為能力を一緒に保障しようとした」ことからくる矛盾であると考えた³³⁾。彼女の提示したこの問題点を次の4点からみていこう。第1に妻の行為能力について、第2に夫の決定権について、第3に夫婦財産制について、第4に主婦労働の経済的評価についてである³⁴⁾。

29) 彼女はこの研究を通じて、女性運動のなかで「種の保護と文化のために不可欠な制度の専門家」になったという（Weber [1948]: S. 234）。

30) 前書きにはマックス・ヴェーバーの助言と監督のもとで書き上げられた旨が記されている（Weber [1907]: S. IV）。執筆過程については、例えば1906年7月5日付マックス・ヴェーバーからヘレーネ・ヴェーバー宛の手紙（MWG II/5: S. 104）、1907年1月24日付マックス・ヴェーバーからロベルト・ミヘルス宛の手紙（MWG II/5: S. 224）を参照。また夫妻の共同作業があるとすればこの本であるとも言われている（Krüger [2001]: S. 102）。

31) Weber [1948]: S. 234-235.

32) Weber [1926]: S. 146-150 = 邦訳: 110-113頁。ヴェーバーは、義母ヘレーネの描写を通じて当時の女性の金銭的無能力の現状を描きだしている。ヘレーネは彼女の母親の遺産を受けとりヴェーバー家の家政を潤したが、その管理・収益は夫のものであった。また宗教的慈善活動に必要な金額を十分に与えようとしない夫に、大きな不満を抱いていた。ヴェーバーは、この義理の両親の姿を当時の女性問題に典型的なものとしてとめている。それは、夫の権威と妻を後見するという義務を無邪気にも疑わないまま、妻の宗教的信条を抑圧する家父長的な夫の姿であり、夫への忍耐と自己の信条の間で苦しむ妻の姿であった。

33) Weber [1907]: S. 413.

34) ヴェーバーの婚姻法批判については、若尾 [1996]: 338-342頁の整理を参考にした。

1 妻の行為能力

民法典は、妻の労働所得と営業所得の妻による自由な管理・収益・処分権を認めるために、労働所得を妻の「持参財産」と区別して「留保財産」とした³⁵⁾。この留保財産によって妻の行為能力は、労働所得に関する自己処分権という形で一定の保障を受けたのだが、しかし同時に、妻の持参財産は夫の管理・収益による支配を受けた。この夫の管理・収益を内容とする「管理共同制 Verwaltungsgemeinschaft」が民法典の法定財産制である。妻の持参財産に対する夫の管理・収益は、夫の婚姻費用負担義務を媒介にして扶養義務と表裏一体に設定された。つまり、夫が扶養義務を負うのだから妻の財産への夫の支配は公平の観念に合致するという論理で、男性支配原理が貫かれたのである³⁶⁾。

妻の行為能力にたいしては、第1草案が出された段階（1888年）でさまざまな批判が為されたが、女性の行為能力を認めるにせよ認めないにせよ、夫の法的優位を優先する点で不一致はなかった³⁷⁾。それゆえヴェーバーの目に法典は、「古い結婚観と新しい結婚観の妥協の産物」と映るほかなかった³⁸⁾。女性の行為能力のこの不完全な位置づけは、法典編纂者および法典批判者が前提とした結婚観や男女の性的関係に関する考えから派生していると彼女はいう。彼らに特徴的な結婚観は、「性の『自然な関係』、すなわち、男性の『先天的な』特権についての伝統的な概念」を他のあらゆる理想に優先させようとするものであった³⁹⁾。彼女によると、ここにいう「性の『自然な関係』」、「男性の『先天的』な特権」概念こそ、女性を劣位におき男性を優位に立たせる根拠であり、しかもこの「自然な関係」にもとづく男性の支配原理が、「夫の決定権」によって法的に正当化されているのである。

2 夫の決定権

民法典は1354条第1項で、夫と妻の共同生活事項に関する「決定」を夫に与えるとする⁴⁰⁾。この条文に現れている夫の権威を「自然の秩序」に求めるのは、法典をめぐる論者にほぼ共通した傾向であった。ヴェーバーは、この「自然の秩序」という概念に、ルソー、フィヒテからつづく「自然的なもの」と「規範的なもの」の同一視があることを指摘する。彼女によると、この概念は「『歴史的な』現実の個々の人間の具体的な豊かさや多様性」を、自然科学上の「男」と「女」という類概念によって暴力的に捻じ曲げてしまうものでしかない。この暴力的歪曲を

35) 人見 [1970]: 118-119頁。妻の行為能力の保障は、ローマ法の影響である夫婦間贈与禁止規定の廃止、担保能力の承認、経営者として独立的に生業を営む権利、契約締結、訴訟提起の承認という形で現れた。この結果、妻の労働から生じる所得財産は、夫の管理・用益から切り離して、自動的に夫に移行しないようにされた。

36) 椿 [1959]: 231-232頁。

37) Weber [1907]: S. 414ff. たとえばギールケやクレッペルからは、妻の行為能力自体を認める必要はないという批判が出された。

38) Weber [1907]: S. 416.

39) Weber [1907]: S. 436.

40) 1354条「婚姻上の共同生活に関するすべての事務の決定権は、夫に属する。夫はとくに住所および住居を決定する。妻は、夫の決定が権利の濫用とみなされるべきときは、その決定に従う義務がない」。この条文は1957年6月18日に削除された。

無意識に行わせるのが、あらゆる状況下で夫の伝統的な特権を支える「『自然の』性エゴイズム」である。しかし「自然的なもの」と「規範的なもの」の同一視、および「力」と「権利」の同一視は、「今日の道徳的かつ論理的認識」によって解体されており、今日の法意識からは、民法典の姿勢を「道徳的に」正当化することはもはやできないというのがヴェーバーの反論であった⁴¹⁾。

彼女は、夫の決定権への一元化ではなく、通常意見が異なったときの解決方法である協議を夫婦の場合にも当てはめるべきだとする。夫婦の協議が合意に至らない場合は、「自由の拒否権 *liberum veto*」原則か、あるいは最終手段として、第三者による——ここでは後見裁判所による——調停を選ぶべきだとする。裁判に委ねることは女性にとって負担の大きいものであるが、この選択肢は絶対に必要であると彼女はいう。なぜなら、結婚が完全に破綻しているような場合や夫の暴力行為があるような場合には、裁判による救済という逃げ道が妻には必要だからである⁴²⁾。たしかに第1の扶養義務をもち、住居の費用を払う人に「決定権」があることは間違っていない。ただしそれは、男性の生来的な「支配権」から導き出されるのではなく、「客観的な目的に適合した理由」から導き出されるべきだ。それゆえ、家族扶養のために所得を稼ぐのは圧倒的に男性であるから、その限りにおいて夫が「決定権」をもちうるという解釈を彼女は提示するのである⁴³⁾。

3 夫婦財産制

前述したように、民法典では、夫の決定権に現れるような男性支配原理は、法定財産制としての「管理共同制」——妻の持参財産に対する夫の管理・収益を認める——によって固められた⁴⁴⁾。ヴェーバーによると、管理共同制の本質はなによりも「家長として、また結婚の主長としての夫の地位を、夫婦の財産を夫の手中に統合することで確実にする」ことにあり、夫の地位が保障されるかぎりにおいて、「妻の財産の保護」と「第三者に対する妻の行為能力の擁護」を保障することにあった⁴⁵⁾。個々の条文を検討したあと彼女は、夫の権威は妻の法的な行為能力原理に「あらゆる方向から首尾よく王手をかけており、全体としてみれば妻の行為能力原理

41) Weber [1907] : S. 437-438.

42) Weber [1907] : S. 439-442.

43) Weber [1907] : S. 442.

44) ドイツの夫婦財産制は地域的にかなり違いがあった。「管理共同制」と「一般的共産制」は主に北ドイツの法制であり、「動産共有制」は主に西ドイツとフランスに近い地域、また「嫁資制」はフランスのコード・シビルの影響が強い地域の法制であった。同一地で複数の法制があった例もめずらしくはなかったという。それがローマ法研究の影響から一貫した法律概念が重視されるようになり、ALR、コード・シビル、ドイツ民法典、スイス民法典において、多様な夫婦財産制の統一化がはかられた(近藤 [1928] : 135-136頁)。民法典は法定財産制として管理共同制 (§ § 1363-1431BGB)をとったが、上記のようなドイツの地域的多様性を考慮して、契約上の財産制として①別産制、②一般的財産共有制、③所得共有制、④動産共有制の選択の余地を残した。各法制についての詳しい説明は近藤 [1928] : 144-153頁を参照のこと。また、家族法制定のための財産制調査に関する詳しいデータは、民法典編纂委員会の *Anlagen zu den Motiven des Entwurfs eines Familienrechts für das Deutsche Reich*, Berlin : Reichsdruckerei, 1880, S. 1-12 を参照。

45) Weber [1907] : S. 459-460.

を征服してさえいる」と判定する⁴⁶⁾。民法典が総則で承認した妻の行為能力は、その原理に従えば、妻も夫と同じように法律行為ができるはずなのだが、夫の管理・収益によって事実上形骸化されるという構造になっていたのである。

それゆえ、彼女は法定財産制による妻の行為能力の制限に異を唱え、代わりに「別産制⁴⁷⁾」を支持する。夫に経済的に依存し必要なものを夫に請わねばならない妻は、自由な人間として自己を感じることができない。別産制ならば、妻は自分の財産や所得ゆえに、少なくとも自己のアイデンティティを守ることができると考えたからである⁴⁸⁾。

4 主婦労働の経済的評価

しかし彼女は、一律的な別産制が女性の独立心に貢献するとは考えていない。彼女はこの時期の上層、中産層、下層の社会階級による差異を考慮する。上層の女性はまずもって巨額の持参財産を持つ。また下層の女性は働くことが自明であるから労働所得を持つ。したがって、別産制のもとではこの両層の女性は独立心の前提たる自己の財産を持ちうる。しかし中産層の女性はどうか。持参財産も多くは持たず、外で労働に従事するわけでもないこの層の女性は、婚姻中に何らかの形で財産が獲得されるわけではない⁴⁹⁾。

そこでヴェーバーは、中産層女性の現状を考慮して、主婦労働を経済的に評価するよう提案する。主婦が家庭で行う仕事を美辞麗句で賛美するよりも、「金銭経済的に評価される社会」においては、純粋に経済的な価値を認めるべきだという。ヴェーバーは、夫の「身分に応じた扶養義務」をもっと明確に規定して、妻に夫の所得の一部を与えることによって、妻の一定の金銭的自立を保障すべきだと提案するのである⁵⁰⁾。

V. 家父長制理念の影響

1 家父長制理念の弊害

以上、ヴェーバーの婚姻法批判と代替案をみてきた。それをまとめると、第1に妻の行為能力の肯定、第2に夫の決定権の廃止と夫婦の共同決定の要求、第3に管理共同制に代わる別産制の要求、それに関連して、第4に中産層の主婦を念頭に置いた主婦労働の経済的評価である。こうした検討を経て、彼女は最後に、法的不平等を具体化した民法典家族法の根底に根付く、したがって当時の結婚観に潜む家父長制理念の批判に向かう。

第1に、家父長制が結婚生活に及ぼす外面的な弊害が問題とされる。夫婦の一体化という理

46) Weber [1907]: S. 471.

47) 別産制 (Gutertrennung) (§ § 1426 - 1431BGB) は、夫婦財産の所有権、管理権、収益権は各自保有する。夫婦の債務も同様。ただし、民法典では § 1427以下に女性の特別の地位が規定される (近藤 [1928]: 145 - 146頁)。

48) Weber [1907]: S. 486-487.

49) Weber [1907]: S. 487.

50) Weber [1907]: S. 487-489.

想は夫婦の意志の一致を旨とするが、それはただ夫の意志に妻の意志を収斂させただけのものである。妻は家庭内の事柄に関して夫の監督下に置かれるが、これによって得られる外見上の夫婦の意志の「一致」はむしろ「共同生活の内面の貧困化」を意味している。夫婦を「愛の共同体」とする理想的な結婚観は、夫の「主観的な願望」を「命令」という形で妻に行わせるような「権威原理」を認めることによって形骸化され、夫婦関係の倫理的な価値そのものが縮減されているのである⁵¹⁾。

第2に、家父長制理念がもたらす内面的な作用とその弊害が指摘される。たしかに婚姻法は共同体生活に関わる事柄においてのみ妻の服従を促しているだけともいえるから、妻は個人的内面的生活のための自由をもつはずである。しかしこのことは、事実的にも心理的にも不可能だとヴェーバーは言う。なぜなら、家父長制的思考をもつ夫にしてみれば、妻の人格の発展や独立は、結婚生活において生じる問題の権威的処理を妨げることにしかならないからだ。それゆえ家父長制的結婚関係のもとでは、妻の内面の生活は夫の願望に合わせるよう要請されることになる。ALRに比べて家父長制の程度が薄らいだ民法典においてこそ、逆に彼らはいっそう深く「権威原理」にこだわろうとする。ドイツでは家父長制支配のもとで、「未熟で子どもっぽく、世間知らずで、保護の必要な、依存的なタイプの女性」が詩的に美化され賛美されてきた。しかしこうした自己卑下的な女性像は、美的に麗しく魅力的に映るかもしれないが、現実的には価値あるものでも必要なものでもないのである⁵²⁾。

家父長制的結婚が生み出すものは、結局は、無遠慮でエゴイスティックな夫と犠牲心と協調性には富むが視野の狭い受動的な妻である。「わたしたちの婚姻法は、今なお社会的諸現実の鎖のなかで——それが家父長制『システム』なのだが——一つの輪を形成して」おり、若い女性は自己判断の可能性もなく、そのシステムに絡めとられている⁵³⁾。けれども、法がそうした結婚関係モデルを後押しするものであってはならないはずなのだ。それでは、時代に即した結婚関係をヴェーバーはどのように構想したのだろうか。

2 同志関係としての結婚と女性の人格的自立

ヴェーバーは、時代に適う理想の夫婦像を、自由・対等・独立の人間であることを互いが認めあうところに求めた。支配と従属の夫婦関係ではなく、対等な「同志関係 *Kameradschaftlichkeit*」としての夫婦関係こそが、現代の結婚制度の機軸となるべきである。家父長制支配のもと、妻が夫に従属させられてきたという「歴史的」負担を考慮して、「夫婦の純粹に形式的な平等」こそが今日絶対に必要なものであり、それこそが「洗練された結婚観のシンボル」だとされる⁵⁴⁾。彼女は理想の結婚関係を次のように描き出す。

51) Weber [1907]: S. 496.

52) Weber [1907]: S. 497-498.

53) Weber [1907]: S. 499-500.

54) Weber [1907]: S. 427. S. 486. ヴェーバーにおいては、*Kamerad*という、「戦友」や「運命を共にする仲間」といった意味をもつ言葉でもって理想の結婚関係が捉えられており、あえて「同志関係」と訳し

「愛の色彩があらゆる変化をみる人生の長きにわたって、最高齢のピアノシモにいたるまで、外的かつ内的な利害関心と苦しみをすべて包括するような、精神的かつ道徳的に完全に発展した二つの人格の統一、両者の互いへの、また生命を与えた子どもたちへの責任感情、祖先から子孫へと世代の流れるなかにある両親と子どもたちの個人的な関係——性的関係の基礎の上にあるこうした関係はまさに至高かつ疑いようのないものであり、倫理的価値を帯びた人生がわたしたちに与えてくれたものなのである⁵⁵⁾」。

このように高い倫理的価値を付与された結婚関係は、女性の人格的陶冶の可能性を保障するとともに、すでに大きな権利を付与されている男性に対しては、夫として父としての倫理性・責任を要請するものとなっている。女性のみならず男性にとっても、内面の自由と自律性をもった人格を保障するために、ヴェーバーは法的な修正がなされるべきだと考えた。民法典は、妻の財産の支配を通じて、彼女の信条や思想といった内面にまで及ぶ家父長制支配を潜ませている。それはヴェーバーにとっては、夫による妻の外的内的な支配を法的に承認するものであった。彼女の法典批判は、法の根底に潜む家父長制イデオロギーを暴き出し、それが女性に抑圧的に作用することを強調し、婚姻法を題材に家族モデルの再構成を試みるものであったといえるだろう。

3 個人主義の基盤としての家父長制

同時に彼女は、家父長制が歴史的に展開してくるなかで果たした「使命」についても論じている。家父長制の決定的な文化的意義は、「性的共同生活とは別の形式で母と子だけを結び合わせていた法的絆、それを父にも結びつけ、母と一緒に子どもの扶養と教育を気遣うということを経験したことを父に教えた」ことにあると述べているのである⁵⁶⁾。

家父長制はたしかに個々の男性に、彼自身の家の内部における支配権を与えることで、「まずいうまでもなく女性の犠牲の上で」、支配という人間に根付く欲求を満たさせた。しかしこのことは他方、「まだ放縦でエゴイスティックな本能が人間を支配していたような時代においては、本性的に安定せずにさまよう男性が、その支配の対象たる女と子どもに永続的に拘束されてしまった」ことをも意味する。ヴェーバーは、この結合の土台の上に、数千年にわたる人間性の教育過程を経て、「性衝動の充足よりも長続きする、妻との内的な連帯感と子どもに対する父親の責任感」とが生まれたと説明する⁵⁷⁾。

彼女の議論のうち興味深いのは、家父長制は、それまで人間の個人的発展を阻止していたジッペのなかでの群居的生活から個々の家族、個々の男性を解放したことにより、「個人主

た。若尾 [1996] のいう「連れ合い関係」(344頁) や、Krügerのいう「パートナーシップ的結婚 partnerschaftliche Ehe」(S. 78) では、ヴェーバーがこの語にこめた運命共同体的なニュアンスが汲みつくせないのではないか。

55) Weber [1907]: S. 571-572.

56) Weber [1907]: S. 502.

57) Weber [1907]: S. 502.

義」が生まれる土壌となったという点である。「この人間集団の散在化と縮小化によってはじめて人間は、固有の意志の担い手、とくに能力や個別の目的の担い手として、つまり個人 Individuum として、自己を感じることを学んだのである⁵⁸⁾」。それゆえ、近代文化を特徴づける「自律的で道徳的な人格発展」への軌道は、家父長制家族が過去の拘束的諸力を打ち破ることに成功したことにも起因すると考えられている。

もちろん、ヴェーバーは、家父長制が個人主義への突破口になったとしても、それは男性にのみ与えられたものにすぎず、「女性の人格的発展は、伝統と男性の意志により制限されつけてきた」と述べている。家父長制は個人主義への軌道を定めるための重要な基盤となった点で「画期的な使命」をもったが、今では、女性の人格的発展に対する強力な制限となっている。しかし「いったん意識のなかに生じた倫理的規範の有効性は一つの性に限られるものではない」がゆえに、女性に対しても倫理的個人主義を承認することが時代の要請だと論じられているのである⁵⁹⁾。

ともあれ彼女にあっては、家父長制は倫理的個人主義への軌道を方向付けた歴史上の一つの基盤であり、男性の妻に対する連帯感情と子に対する責任意識とを植えつける土台であったとする点において、現代の結婚制度にとっても部分的にはなお重要な遺産として理解されている。この意味で、彼女の家父長制理解は、その遺産を拒否する側面と継受する側面の両面があったといえるだろう。それゆえ、(本稿では扱う余地がなかったが) 20世紀初頭に起こる、結婚制度解体と自由恋愛を推奨する性革命の動きに対しては、彼女は反対陣営に組することになる。結婚制度が男女の倫理的価値を高め、両親の子に対する責任感情をはぐくむ母体である以上、そうした制度を解体することは、人間の倫理的価値を損なうことを意味したからである。この意味で、彼女の同志関係にもとづく結婚構想は、男性優位の支配原理へのリベラル・フェミニズムからのプロテストとして位置づけられるが、同時に、社会秩序を形成する一つの装置としての結婚制度を維持・存続させることに高い価値をおく理論でもあったと理解できるのである。

Ⅵ. おわりに

マリアンネ・ヴェーバーの民法典家族法に関する分析と批判は、BDFの理論的集大成でもあったといわれる。しかしBDFの内部分裂により、彼女の理論的作業が運動と結びついて展開したとはいえない⁶⁰⁾。彼女は後年、「情熱的に批判した結婚制度の法的改革はほんの少しだけよくなっただけであった」と、自分たちの活動が芳しい成果をみなかったことを記している。しかしそれ以上に、家父長制的婚姻法に対する闘いは、「正しい結婚における心構えと文明化のための影響力ある方法に作用するという機会、女性に自己成熟するための勇気を吹き込むと

58) Weber [1907]: S. 503.

59) Weber [1907]: S. 503.

60) 若尾 [1996]: 342頁。

いう機会、男性に自由意志でもって騎士的に彼の諸特権を断念させる機会となった⁶¹⁾」と、両性の意識改革に効あるものだったと評価している。

最後に、彼女とマックス・ヴェーバーとの思想的関連について、予備的に検討を加えておく。彼が家共同体や家父長制を論じる場合、それらは「経済に関連する特別な種類の構造形態」であるがゆえに考察の対象とされている⁶²⁾。そのさい、彼が近代家族について積極的に論じているとはいえないし、何よりマリアンネ・ヴェーバーのように、市民的結婚観を支持する根拠として、部分的にでも家父長制に実践的意義をもたせているとはいえないだろう。それに対してマリアンネ・ヴェーバーは、「内面的に自由な人間の人格的發展という理想」にっそう重点をおいて家父長制を理解しようとする。こうした彼女の姿勢は、マックス・ヴェーバーの影響を受けつつも、結婚制度のうちに女性の法的平等を実現するという一つの価値を積極的に提示したことの反映と理解できるのではないか。

彼女の議論は、両性の法的不平等が明白であるがゆえに、その形式的平等——その内容はフェミニストの立場によって多様であったが——を求めることが女性運動の課題とされた時代の産物であった。先進諸国において形式的平等が実現している現在、彼女の主張は一見リアリティを失ったかに見える。しかしそこには、男性への依存や従属、子どもの養育という女性が歴史的に負ってきた負荷が、法の文脈のみならず、社会的・文化的・経済的・思想的・心理的文脈に渡って生じてくるものであることを抉剔しようとした努力が刻み込まれている。形式的平等がジェンダー不公平な社会構造をより巧妙に隠蔽してしまう側面に着目するならば、現在のフェミニズムにおいても、結婚制度という社会秩序を支える装置の根底に潜む家父長制の影響は、なお取り組むべき課題として捉えられるだろう。法と社会構造の根深い関連はっそうの注意を払って見据えることが必要であり、その意味では、マリアンネ・ヴェーバーのフェミニズム思想は、この問題系列のなかの先駆的業績として位置づけることができるのではないか。

参考文献

- Baum, Marie (1958), *Der alte und der neue Marianne Weber Kreis*, in: *Der Marianne Weber-Kreis : Festgabe für Georg Poensgen zu seinem 60. Geburtstag am 7. Dezember 1958*, Heidelberg : F. H. Kerle Verlag, S. 7-17.
- Eckhardt, Katja (2000), *Die Auseinandersetzung zwischen Marianne Weber und Georg Simmel über die ‚Frauenfrage‘*, Stuttgart : ibidem.
- Gilcher-Holtey, Ingrid (1992), Modelle „moderner“ Weiblichkeit: Diskussionen im akademischen Milieu Heidelbergs um 1900, in: *Bildungsbürgertum im 19. Jahrhundert, Teil 3 : Lebensführung und ständische Vergesellschaftung*, hrsg., M.R.Lepsius, Stuttgart : Klett-Cotta.
- Green, Martin (1974), *The von Richthofen Sisters : The Triumphant and the tragic modes of love : Else and Frieda von Richthofen, Otto Gross, Max Weber, and D. H. Lawrence : in the Years 1870-1970*, New York : Basic Books.
- Krüger, Christa (2001), *Max & Marianne Weber : Tag-und Nachtansichten einer Ehe*, Zürich : Pendo.
- Sachße, Christoph (1994), *Mütterlichkeit als Beruf : Sozialarbeit, Sozialreform und Frauenbewegung 1871-1929*,

61) Weber [1948] : S. 235.

62) Max Weber [1972] : S. 212 = 「経済と社会集団」554頁。Max Weber [1972] : S. 412-414 = 『法社会学』164-168頁。Max Weber [1924] : S. 57-59 = 邦訳129-136頁も参照。

- 2., überarb. Aufl. , Opladen : Westdeutscher Verlag.
- Schenk, Herrad (1980), *Die Feministische Herausforderung : 150 Jahre Frauenbewegung in Deutschland*, München.
- Velsen, Dorothee von (1954), Marianne Weber gestorben, in : *Mädchenbildung und Frauenschaffen*, 4. Jg., S. 198-200.
- Weber, Marianne (1907), *Ehefrau und Mutter in der Rechtsentwicklung*, Tübingen : J. C. B. Mohr (Paul Siebeck).
- Weber, Marianne (1917), Vom Typenwandel der studierenden Frau, in : *Frauenfrage und Frauengedanken*, Tübingen : J. C. B. Mohr (Paul Siebeck).
- Weber, Marianne (1926), *Max Weber : ein Lebensbild*, Tübingen : J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) (大久保和郎訳『マックス・ヴェーバー』みすず書房、1963年) .
- Weber, Marianne (1948), *Lebenserinnerungen*, Bremen : Johs. Storm Verlag.
- Weber, Max (1924), *Wirtschaftsgeschichte : Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, hrsg., S.Hellmann & M.Palyi, München & Leipzig : Duncker & Humblot (黒正巖・青山秀夫訳『一般社会経済史要論・上巻』岩波書店、1954年).
- Weber, Max (1972), *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen : J. C. B. Mohr (Paul Siebeck), 5. Aufl., 1972 (厚東洋輔訳『経済と社会集団』『ウェーバー』中央公論社、1979年、世良晃志郎『法社会学』創文社、1974年).
- Weber, Max (1990), *Gesamtausgabe II/5, Briefe 1906-1908*, hrsg., M. R. Lepsius & W. J. Mommsen, Tübingen : J. C. B. Mohr (Paul Siebeck). MWG II /5と表記する。
- Weiland, Daniela (1983), *Hermes Handlexikon : Geschichte der Frauenemanzipation in Deutschland und Österreich : Biographien · Programme · Organisationen*, Düsseldorf : ECON Taschenbuch Verlag.
- Weill, Claudie (1979), Les Étudiants Russes en Allemagne 1900-1914, in : *Cahiers du Monde russe et soviétique*, vol.20(2).
- F・ヴィーアッカー (1961)『近世私法史』鈴木禄弥訳、創文社。
- I・ヴェーバー＝ケラーマン (1991)『ドイツの家族：古代ゲルマンから現代』鳥光美緒子訳、勁草書房。
- 上山安敏 (1978)『ウェーバーとその社会』ミネルヴァ書房。
- R・J・エヴァンズ (1988)「フェミニズム運動の右旋回」『ヴィルヘルム時代のドイツ』、望田幸男・若原憲和訳、晃洋書房。
- 黒田多美子 (1998)「ドイツ第二帝政期における女性教員の社会的立場」『獨協大学ドイツ学研究』第20号。
- 近藤英吉 (1928)『夫婦財産法の研究』巖松堂書店。
- 笹倉秀夫 (1995)「女性史から見た〈ヴィクトリア時代から一九二〇年代へ〉」『大阪市立大学法学雑誌』第41巻第4号。
- 鈴木禄弥 (1957)「近代ドイツにおける家族法」『家族問題と家族法Ⅰ』酒井書店。
- 田村雲供 (1998)『近代ドイツ女性史：市民社会・女性・ナショナリズム』阿吽社。
- 椿寿夫 (1959)「婚姻費用の分担と夫婦の扶助義務」『家族法大系Ⅱ婚姻』有斐閣。
- 原田一美 (1990)「一九世紀後半・二〇世紀初頭の女たち」『近代を生きる女たち：一九世紀ドイツ社会史を読む』川越修・姫岡とし子・原田一美・若原憲和編、未来社。
- 人見康子 (1970)「西ドイツにおける法定夫婦財産制の問題点：その機能的変遷の系譜を中心として」『現代夫婦財産法の展開』、鳳舎。
- 姫岡とし子 (1993)『近代ドイツのドイツ母性主義フェミニズム』勁草書房。
- U・フレーフェルト (1990)『ドイツ女性の社会史：200年の歩み』若尾祐司・原田一美・姫岡とし子・山本秀行・坪郷実訳、晃洋書房。
- C・E・マクレランド (1993)『近代ドイツの専門職』望田幸男監訳、晃洋書房。
- 若尾祐司 (1987/1988)「近代ドイツの婚姻と家父長支配 (1) - (3)」『琉大法学』、第41-43号。
- 若尾祐司 (1996)『近代ドイツの結婚と家族』名古屋大学出版会。